

2024年7月23日

東京都知事 小池百合子様  
東京都教育委員会教育長 浜 佳葉子様  
東京都議会議長 宇田川聡史様

## 日本語を母語としない子どもの教育の制度改善・充実に関する要望書

東京の日本語教育を考える会 代表 中山眞理子

貴職におかれまして、日頃より、外国につながる子どもの教育条件改善のため多々ご尽力くださり、関係者一同心より感謝しています。

しかしながら、外国につながる子どもには、なお様々な課題が浮かび上がってきております。特に、コロナ以降に新規来日する子どもたちの急増に対応できていません。

以下、要望を提出いたしますので、適切な対応に向けてのご高配を賜りたくお願い申し上げます。

### 【要望の主旨】

東京都教育委員会は、令和6年3月に「東京都教育ビジョン第5次」を策定しました。この教育ビジョンの「誰一人取り残さない」の発想に立ち、東京都教育庁グローバル人材育成部による「日本語指導推進ガイドライン」が作成されました。このガイドラインには「外国人児童・生徒等に関する諸課題の解決のためには、国や地方公共団体等が役割を分担し、相互に連携・協力しながらその役割を適切に担っていくことが必要です」と書かれています。

今後、関係部署が十分連携し、施策を推進していただきたく、以下要望いたします。

### 【要望内容】

1. 東京都教育委員会は日本語学級設置を推進し、東京のどの地域に住んでいても「特別の教育課程」による日本語指導が受けられるようにしてください。

(1) 日本語指導担当課は学校教育課と連携し、日本語学級を拡充してください。

- 東京都では日本語指導の地域格差が大きく、日本語学級がある市区は小学校14区市、中学校(昼間)9区市のみです。(資料参照)日本語学級設置の条件に合う区市がすみやかに設置できるよう、区市と協議を進めてください。
- 日本語指導が必要な児童・生徒が多い地域では、設置校を増やすよう、区市と協議を進めてください。児童・生徒の急増により、これ以上受け入れられず待機してもらったり、指導時数を減らしたり、指導期間が長い児童・生徒の通級が打ち切られるケースが増えています。
- 文科省が「特別の教育課程」によって示したことは、日本語指導は学校教育の任務であり、期限を定めず、学年相応の学習ができるようになるまで学校として責任を持つということです。東京都には、日本語学級の制度があり、「特別の教育課程」への移行は難しくありません。日本語学級を足掛かりに、「特別の教育課程」の実施を推進してください。

(2) 少数散在地域でも「特別の教育課程」を実施できるよう、日本語指導ができる東京都講師を東京都が任用し、配置してください。

(3) 各地域の現場の関係者から広く意見聴取と情報交換を十分に行い、政策に反映させてください。

2. 政策立案の基礎となる実態調査を実施し、結果を公表してください。  
正確な現状認識に基づいて、対応策を構築してください。

東京都で毎年実施している「日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況等に関する調査」に関し、以下の詳細なデータを公表して下さい。

(1) 小中高の「特別の教育課程」の実施状況を具体的に明らかにしてください。

「特別の教育課程」の実施地域、学校数、指導対象児童生徒数、指導担当者、指導時間、指導内容を公表してください。

(2) 「日本語指導が必要な児童・生徒数」に文部科学省が調査対象とする「学習活動に支障がある児童・生徒」まで確実に含め正確に把握してください。

東京都では、日本語指導が必要な義務教育段階の外国籍児童・生徒の割合が外国籍児童・生徒全体のわずか15%と、他府県に比べて非常に少ないです(資料参照)。東京都では、日本語指導が必要な児童・生徒数を正確に把握できていないことがわかります。短期間の初期指導のみで、支援から取り残されている児童・生徒が多くいます。都立高校の在京外国人生徒対象の入試も「在日3年以内」とされています。「日本語指導推進ガイドライン」には、学習言語能力は「習得に最低でも5年程度かかる」とありますが、まずは、小中高の「来日3年以内」の児童・生徒数の調査をお願いします。

また、高校に在籍する「日本語指導が必要な生徒」の数を学校ごと、学年ごとに正確に把握して公表してください。都立高校だけではなく、私立高校にも多数の日本語指導が必要な生徒が在籍しています。

(3) 日本語指導が必要な中学生の卒業後の進路を把握してください。

中学校卒業年次生の、「日本語指導が必要な生徒」がどのような進路を選択したか、調査・公表してください。高校に進学しなかった生徒の実数、その進路も明らかにしてください。

以上をもとに、必要な日本語学級数、小中高での加配数の基礎資料を出してください。

### 3. 充実した日本語指導・支援環境を整えるために以下の施策を実行してください。

(1) 日本語学級の通級年限の2年を撤廃し、文科省の方針通り、学年相応の学習ができるようになるまで学びを継続できるようにしてください。

(2) 日本語指導ができる教員を採用・配置してください。

日本語学級の教員には専門性が必要であり、適切な人材を配置するよう文科省も求めています。大学で専門的に学んできている教員も増えつつあります。新規採用教員だけではなく、東京都の教員の自己申告書に日本語学級担当希望をチェックで記入できる欄を作り、希望する教員を掘り起こし、積極的に配置してください。

(3) 外国につながる児童・生徒の担任および日本語指導担当者に必要な研修を実施してください。

- ・外国につながる生徒が在籍学級に円滑に受け入れられるよう、態勢づくりが不可欠です。従来、「日本語指導を担当する教員向け」研修以外に、「学級担任向け」の東京都教職員研修センターの教員研修を作ってください。
- ・高校で「特別の教育課程」が始まりました。それに対応し、東京都教職員研修センターの教員研修体制を充実させてください。また、日本語指導が必要な生徒が在籍する高校の担当者へ参加を働きかけてください。
- ・「日本語指導が必要な生徒」が多数在籍する高校の校内研修に、東京都教職員研修センターを通じて指導者を派遣する制度を作ってください。

(4) 日本語指導が必要な児童・生徒を支援している地域の団体、支援者との連携、協働を強化してください。

- ・令和5年5月の東京都の日本語指導が必要な児童・生徒6,312人中、学校で支援されていない児童生徒は512人となっています。支援が不十分な環境に置かれている児童・生徒の多くは、学ぶ場所を求めて地域の支援団体等に通っています。
  - ・学齢を超えて来日した既卒生は、学校教育機関に在籍していないため、日本語指導が必要な生徒として公的データにカウントされていませんが、その多くは、高校進学を目指し日本語支援をする地域支援団体で学んでいます。
- 日本語支援を必要とする児童・生徒等が、その環境により支援を受けられず放置されることがないように、地域の団体、支援者との連携、協働を進めてください。